

2024年度における独立行政法人国際観光振興機構の 中小企業者に関する契約方針

独立行政法人 国際観光振興機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき、令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（2024年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、2024年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

1. 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) 2024年度の国際観光振興機構（以下「機構」という。）における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額・比率について、前年度までの実績を上回るよう努め、比率が28.1%、金額が約1,167百万円になるよう努めるものとする。
- (2) 上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体として引き続き3%を目指す」と定められていることを踏まえ、この目標の達成に資するよう、2020年度から2023年度の実績平均5.95%を上回るよう努めるものとする。

2. 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

- (1) 一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、機構から情報発信する仕組みを継続し、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- (2) オープンカウンター方式での見積合わせによる調達（少額の随意契約）を引き続き実施することにより、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

(3) 発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

(4) 競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

3. 新規中小企業者の活用に関する事項

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務等における一般競争入札において、契約の履行の確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

(2) オープンカウンター方式での見積合わせによる調達（少額の随意契約）を引き続き実施することにより、新規中小企業者の競争参加者の拡大を図る。

4. 1.～3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 本方針の適用範囲

本方針は、独立行政法人国際観光振興機構本部に適用する。

(2) 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、1.の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、関係部署に対し改善指示等を行う。

国際観光振興機構 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制 概要図

